

身延町第3次障害者基本計画

令和6年3月

身 延 町

— 目 次 —

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 障害のある人の定義
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制
6. 計画の基本理念

第2章 身延町の現況

- 1 人口の推移
- 2 障害者数
- 3 身体障害者（児）の状況
- 4 知的障害者（児）の状況
- 5 精神障害者（児）の状況
- 6 公的サービスの現状

第3章 施策の体系

- 1 誰もが暮らしやすい潤いあるまちをつくる
- 2 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす
- 3 自らの力を高めいきいきと活動する

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 地域における各種団体、民間企業との連携
- 3 計画の弾力的な運用

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「障害者基本計画」は、障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための基本的な計画を策定するものであります。今回は平成31年に見直しを行い、5年を経過した本年が見直しの年となります。

今回の見直しは、変わりゆく制度や障害者をとりまく地域社会の動きなどに対応し、障害者福祉に関する施策を推進するために策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。障害のある人の基本的人権に配慮をしつつ、環境の変化や課題に対応し、自立と社会参加をより一層促進するため、町が必要として実施する障害福祉施策の方向性を示すものとしての基本指針であり、住民のすべてがそれぞれの立場において、役割と責任を自覚して積極的・主体的に取り組むことを目指し、施策展開を図ります。

3 障害のある人の定義

従来の「障害」の捉え方は、心身の機能の障害のみに起因するとする、「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約では障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方になっています。

こうしたことから、この計画における障害のある人には、障害に係る各種手帳を所持しているだけではなく、機能的な障害に伴う社会的障壁により継続的に日常生活、又は社会生活に相当の制限を受けている状態にある人、障害福祉サービスにつながっていない人、一人暮らしのために支援が届きにくい人なども含むこととします。

4 計画の期間

本年は、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービス等の確保に関する「身延町障害福祉計画」、「身延町障害児福祉計画」も見直しの年となります。この計画は3年に一度見直しており、次回の「障害者基本計画」は、これらの計画と整合性を図るため、令和11年度までの6年とし、見直し時期を合わせます。

なお、今後における社会情勢の変動等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者 基本計画	第2次期障害者基本計画 (5年)					第3次障害者基本計画 (6年)					
障害福祉 計画	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (3年)	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (3年)			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (3年)			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 (3年)			

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「国の障害者基本計画（第5次）」及び「やまなし障害児・障害者プラン2021」を基本とし、また、「第二次身延町総合計画」、「第3期身延町地域福祉計画」を踏まえ策定しました。

6 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支えあいの地域の中で、安心して暮らせる社会を目指します

計画の基本理念のもと、第3期身延町地域福祉計画の基本理念

『助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる』

に基づき、地域共生社会の実現、生涯支援、自立支援、安心・安全の確保、差別の解消及び権利擁護の推進を柱に、各種施策を推進します。

(1) 誰もが暮らしやすい潤いあるまちをつくる

障害のある人が地域において自立して生活し、積極的な社会参加をするために、建築物や公共交通機関などの物理的バリア（障壁）の除去、障害を理由とする差別の解消に向け、積極的に啓発活動を推進します。

災害発生時には要配慮者である障害者が、災害発生直後から日常生活に戻るまでの間に十分な配慮と支援が受けられるようにします。

また、障害の種別や特性によって、犯罪から身を守ることが困難な障害者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯体制を整えます。

(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

障害のある人が身近な地域で必要な障害福祉サービスや医療を受けられるようにするため、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整えるとともに、自ら意思決定すること、あるいは表明することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援、相談支援を受けることのできる体制を整えます。

(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人が地域の一員として、社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、障害のある人となない人が共に学び、共に働く中で、障害のある人が自らの力を高め、大勢の人と交流しながら、地域で生き生き生活すること目指します。

第2章 身延町の現況

1 人口の推移

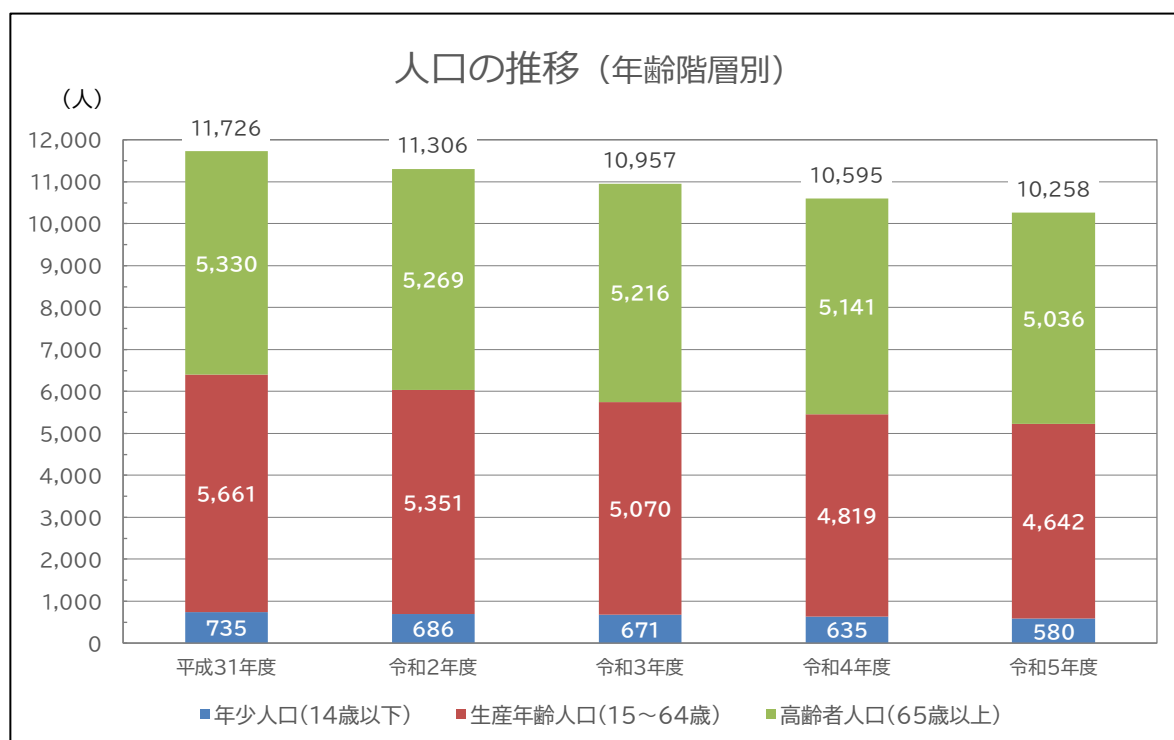
身延町の人口は減少傾向にあり、平成31年度から令和5年度までに1,468人が減少し、令和5年度には10,258人となっています。年齢3区分別においても、全ての年齢層で減少傾向にあります。

【人口の推移（年齢階層別）】

単位：人

年齢階層別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年少人口 (14歳以下)	735	686	671	635	580
生産年齢人口 (15～64歳)	5,661	5,351	5,070	4,819	4,642
高齢者人口 (65歳以上)	5,330	5,269	5,216	5,141	5,036
合 計	11,726	11,306	10,957	10,595	10,258

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）



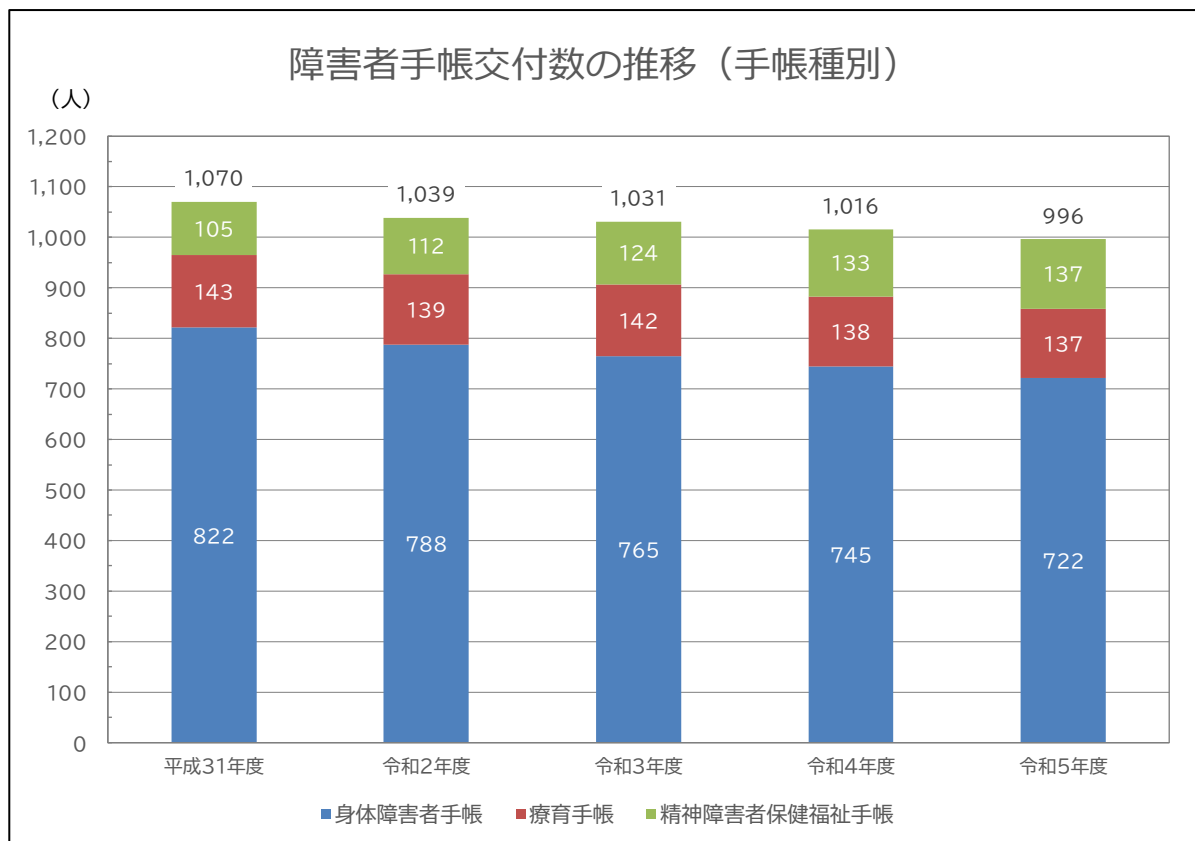
2 障害者数

障害者手帳所持者数の推移についてみると、年々減少傾向となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者が一番多く、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は、ほぼ同数です。

単位：人

手帳種別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	822	788	765	745	722
療育手帳	143	139	142	138	137
精神障害者保健福祉手帳	105	112	124	133	137
合計	1,070	1,039	1,031	1,016	996



3 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳保持者数の推移についてみると、年々減少傾向となっています。

年齢階層別、障害種類別、障害等級別内訳は以下の通りです。

年齢階層別では、65歳以上の階層が一番多くなっています。等級別では、1級が一番多く、次いで4級が多くなっています。障害種類では、肢体不自由が一番多く、次いで心臓機能障害が多くなっています。

【身体障害者手帳交付数の推移】

年齢階層別

単位：人

年齢階層別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	1	1	1	1	0
18歳～64歳	144	140	130	121	117
65歳以上	677	647	634	623	605
合計	822	788	765	745	722

等級別

単位：人

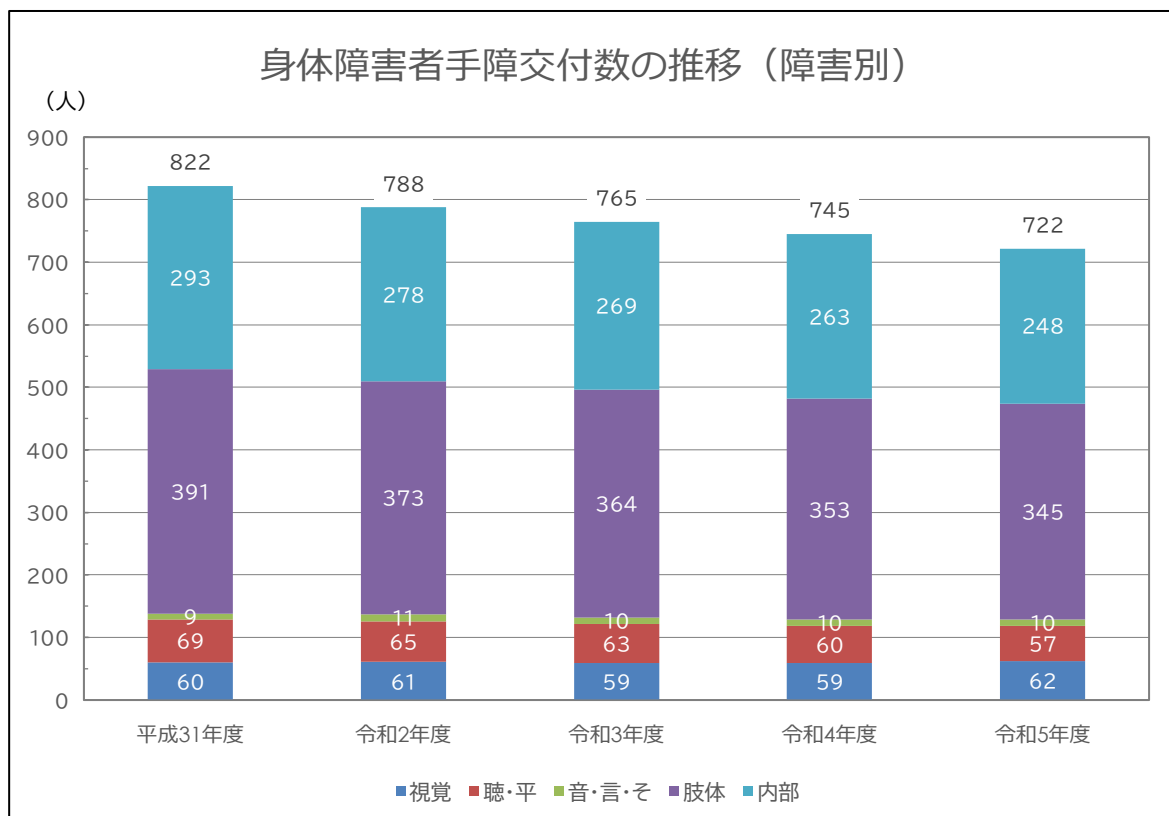
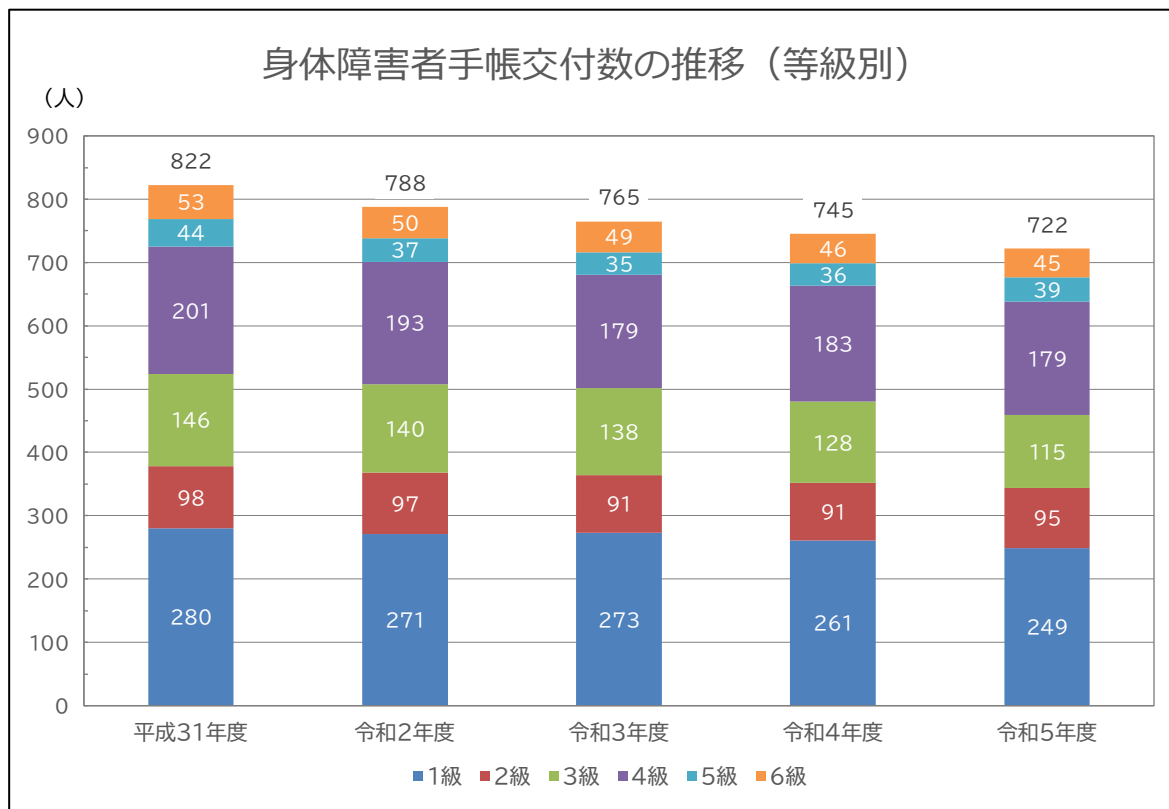
等級別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	280	271	273	261	249
2級	98	97	91	91	95
3級	146	140	138	128	115
4級	201	193	179	183	179
5級	44	37	35	36	39
6級	53	50	49	46	45
合計	822	788	765	745	722

障害種類別

単位:人

障害種類	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	60	61	59	59	62
聴覚障害	69	65	63	60	57
音声機能障害 言語機能障害 そしゃく機能障害	9	11	10	10	10
肢体不自由	391	373	364	353	345
心臓機能障害	188	179	174	162	153
腎臓機能障害	55	54	48	53	52
呼吸器機能障害	25	22	24	22	20
ぼうこう機能障害 直腸機能障害	24	21	21	24	20
小腸機能障害	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	1	2	2	2	3
合計	822	788	765	745	722

資料:山梨県ホームページより(各年度4月1日現在)



4 知的障害者（児）の状況

療育手帳保持者数の推移についてみると、ほぼ横ばいとなっており、令和5年度は137人となっています。

年齢階層別、障害程度別療育手帳保持者の内訳は以下のとおりです。

年齢階層別では、18歳～64歳までの階層が一番多く、障害程度別では、B-1の障害者が一番多くなっています。

【療育手帳交付数の推移（等級別）】

年齢階層別

単位：人

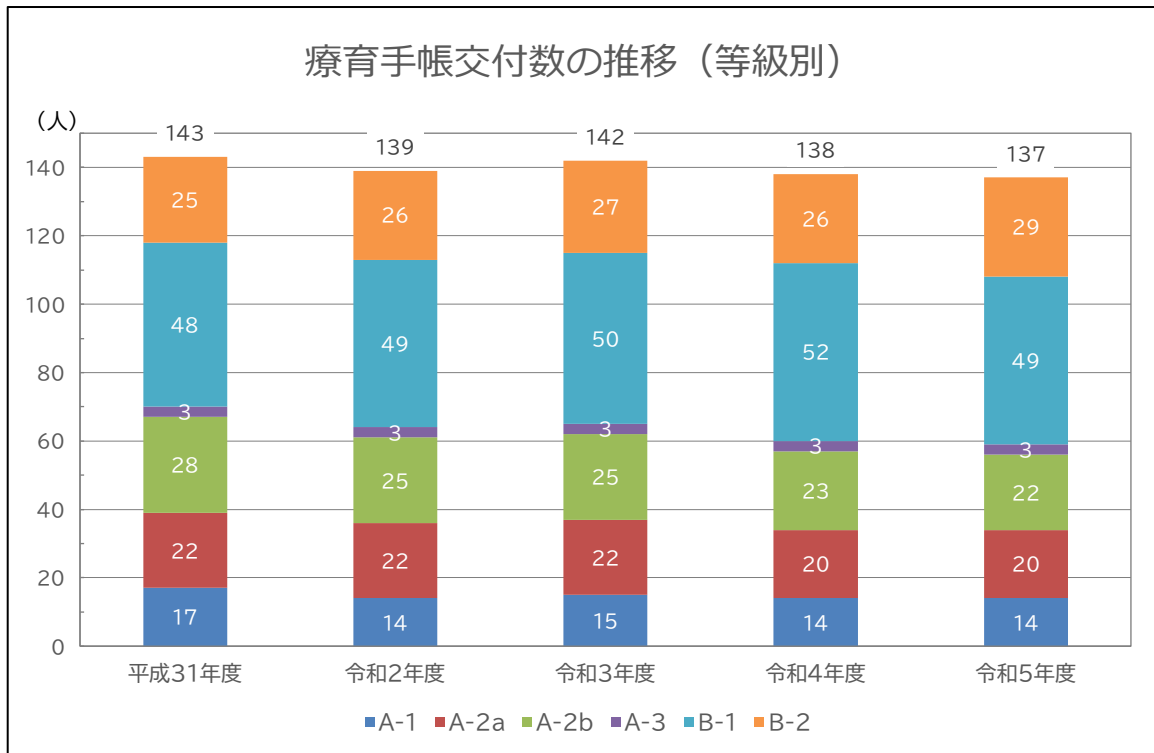
年齢階層別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	10	9	8	7	9
18歳～64歳	104	103	103	100	99
65歳以上	29	27	31	31	29
合計	143	139	142	138	137

障害程度別

単位：人

障害程度		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重 度	A-1	17	14	15	14	14
	A-2a	22	22	22	20	20
	A-2b	28	25	25	23	22
	A-3	3	3	3	3	3
	計	70	64	65	60	59
中 軽 度	B-1	48	49	50	52	49
	B-2	25	26	27	26	29
	計	73	75	77	79	78
総計		143	139	142	139	137

資料：山梨県ホームページより（各年度4月1日現在）



等級	認定の基準
A-1	最重度または重度の知的障害を有し、身体障害者手帳 1 級または 2 級の障害を有する重複障害者
A-2a	最重度の知的障害を有するもの
A-2b	重度の知的障害を有するもの
A-3	中度の知的障害を有し、身体障害者手帳1級から3級の障害を有する重複障害者
B-1	中度の知的障害を有するもの
B-2	軽度の知的障害を有するもの

5 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移についてみると、増加傾向にあり、令和5年度は137人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級、年齢階層別の内訳は以下のとおりです。等級別では2級の所持者が一番多く約70%を占めています。1級の所持者は、65歳以上が70%を占めています。

年齢階層別では、18歳から64歳が多く、18歳未満の所持者はいません。

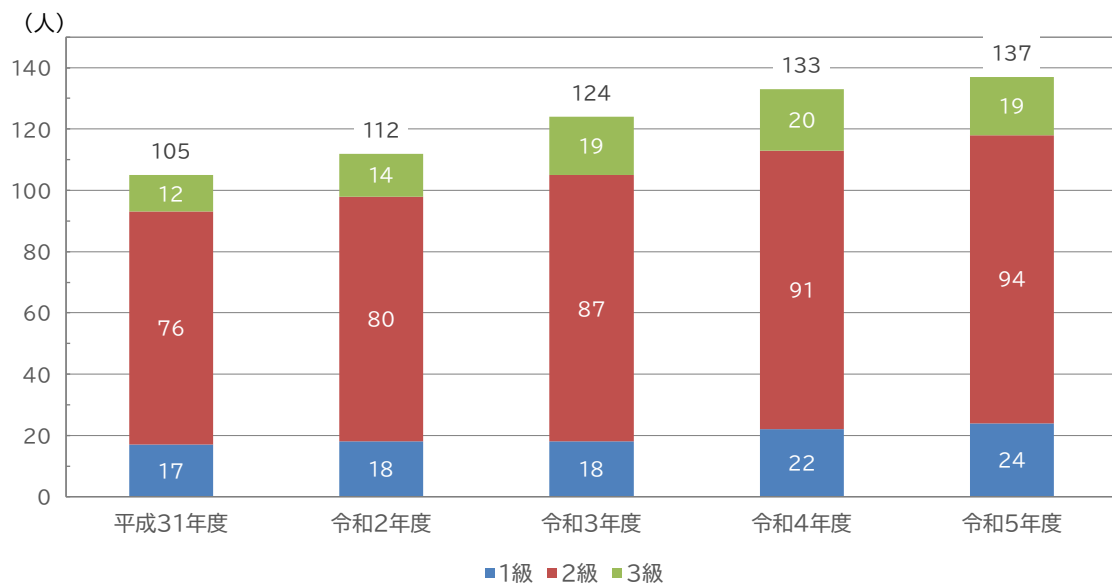
【精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（等級・年齢階層別）】

単位：人

等級／年齢階層		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	5	5	5	6	6
	65歳以上	12	13	13	16	18
	小計	17	18	18	22	24
2級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	44	48	50	55	61
	65歳以上	32	32	37	36	33
	小計	76	80	87	91	94
3級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	10	10	14	16	16
	65歳以上	2	4	5	4	3
	小計	12	14	19	20	19
合計		105	112	124	133	137

資料：身延町役場 福祉保健課（各年度4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（等級別）



6 公的サービスの現状

身延町では、公的な障害者サービスとして、以下の事を行ってきました。

◎在宅生活支援サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・短期入所(ショートステイ)
- ・生活介護(デイサービス) ・グループホーム ・日中一時支援事業
- ・補装具交付及び修理(身体障害者・児) ・重度障害者(児)日常生活用具給付等事業
- ・手話通訳者の派遣事業 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

◎住宅改造助成

- ・重度身体障害者住宅改修費助成事業

◎移動・交通サービス

- ・介助用自動車購入費助成事業 ・自動車改造費助成事業
- ・移動支援事業 ・重度心身障害者(児)等タクシー利用料金助成事業
- ・身体障害者運転免許証取得助成事業

◎保健・医療サービス

- ・重度障害者(児)医療費助成事業 ・自立支援医療(更生医療)の給付事業
- ・自立支援医療(精神通院)の給付事業

◎その他

- ・スポーツ健康増進施設無料回数券交付事業 ・ヘルプマークの普及促進
- ・思いやり駐車区画の整備

第3章 施策の体系

Ⅰ 誰もが暮らしやすい潤いあるまちをつくる

◎施策の方向

少子高齢、人口減少、社会の様々な変化の中で、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。個々の問題を抱えながらも住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせるよう、誰もが役割を持ち、お互いを認め支え合うことで、一人ひとりが生きがいを持てる社会を目指します。

近年、地球温暖化に伴う異常気象による水害・土砂災害などの豪雨災害の発生も増加し、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火等の大規模災害発生時に、要配慮者となる障害のある人が、避難に不安を感じないような体制を整える必要があり、実際に災害が発生した場合の避難所等での生活を、問題なく過ごせるように対策を充実することが重要となってきます。

また、防犯については、障害のある人の安全確保を最優先し、犯罪に巻き込まれない体制づくりを進めていきます。

◎主な取り組み

- 地域で福祉活動を行う各関係機関との連携を強化し、地域の福祉力を高めていきます。
- 障害や障害がある人への理解を深めるため、学校教育における福祉教育・交流教育を充実します。
- 虐待事案や発達障害者への切れ間ない支援のため、協議会を設置し、関係者間の連携を図ります。
- 周囲から手助けを得られやすくする目印「ヘルプマーク」の普及啓発を図ります。
- 社会福祉協議会における福祉教育講座などの充実を図ります。
- 広報やホームページにおいて障害者差別解消に向けた取り組み、障害者差別地

域相談員の配置状況の周知に努めます。

- 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、町職員に対し、必要な研修及び啓発を行います。また、障害の特性を理解させるとともに、意識の向上を図るものとしします。
- 成年後見制度についての知識普及を図るとともに、必要としている人の利用を支援していきます。また障害のある人の権利擁護の推進を図ります。
- 公的な障害者サービスを必要とする方のニーズを把握し、サービスを充実することにより、障害者やその家族の負担軽減を図ります。
- 建築物をはじめ、公共交通機関などユニバーサルデザインを理想とした環境づくりに努めます。
- 避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の作成を促進します。また、自主防災組織等と連携しながら、障害のある人の避難等に備えます。
- 災害発生時の避難所のバリアフリー化や障害のある人を受け入れる避難所の整備を促進します。
- 災害発生時の避難生活をしている障害者に対する心のケア、見守り活動、相談活動の充実を図ります。
- 民生委員や赤十字奉仕団等と連携して、障害のある方に対する防災意識、防災知識の向上を図ります。
- 警察等と連携しながら、障害のある方が犯罪に巻き込まれないよう、啓発活動や見守り活動を推進していきます。

2 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

◎施策の方向

障害のある人や介護者の高齢化に備え、安心して日常生活、社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスの給付を提供し、また、地域生活支援事業やその他の支援を総合的に行うことで障害のある人などの福祉の増進を図ります。

また、自ら意思決定すること、あるいは表明することが困難な障害者が適切な障害福祉サービスを適切に利用できるよう支援します。

◎主な取り組み

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種サービスを適切に提供していきます。また、町で整備することが困難なサービスについては、峡南障害保健福祉圏域での相互・共同供給体制を整えます。
- 住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう障害者相談員を設置し、各種相談に応ずる体制を整備します
- 障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。
- 保育園や学校などの関係機関と連携し、乳幼児から成人期まで途切れのない支援を行う体制を強化していきます。

3 自らの力を高めいきいきと活動する

◎施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を送るための基盤を確保できるよう、就労促進に向け関係機関と連携を取りながら支援していきます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得、利用し意思表示やコミュニケーションを行うことができるように支援していきます。さらには、行動範囲を広げるための移動手段を支援していきます。

◎主な取り組み

- 町の発達障害者等支援連携協議会において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて支援に関わる関係機関が連携し、一貫した支援体制構築について協議します。
- 障害者がその適正と能力に応じて、できるだけ就労の場につき、職業を通じて社会参加することができるよう積極的に取り組みます。
- 公共職業安定所や地元企業、関係機関と連携を図りながら就労支援体制を充実し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進に努めます。
- 就労することが困難な障害者に対し授産指導・生活指導を行う地域活動支援センターの運営を支援し、日中活動・就労の場を確保し、社会参加を促進します。
- 聴覚障害のある人が、日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう手話通訳者等派遣や、失語症者には、失語症者向け意思疎通支援者派遣による支援を行います。
- 障害がある人自らが運転する自動車の改造に要する経費や、車いすなどを使用する障害のある人の社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車を購入する経費を助成します。
- 移動困難な障害がある人の移動手段を支援し、社会参加を促進します。

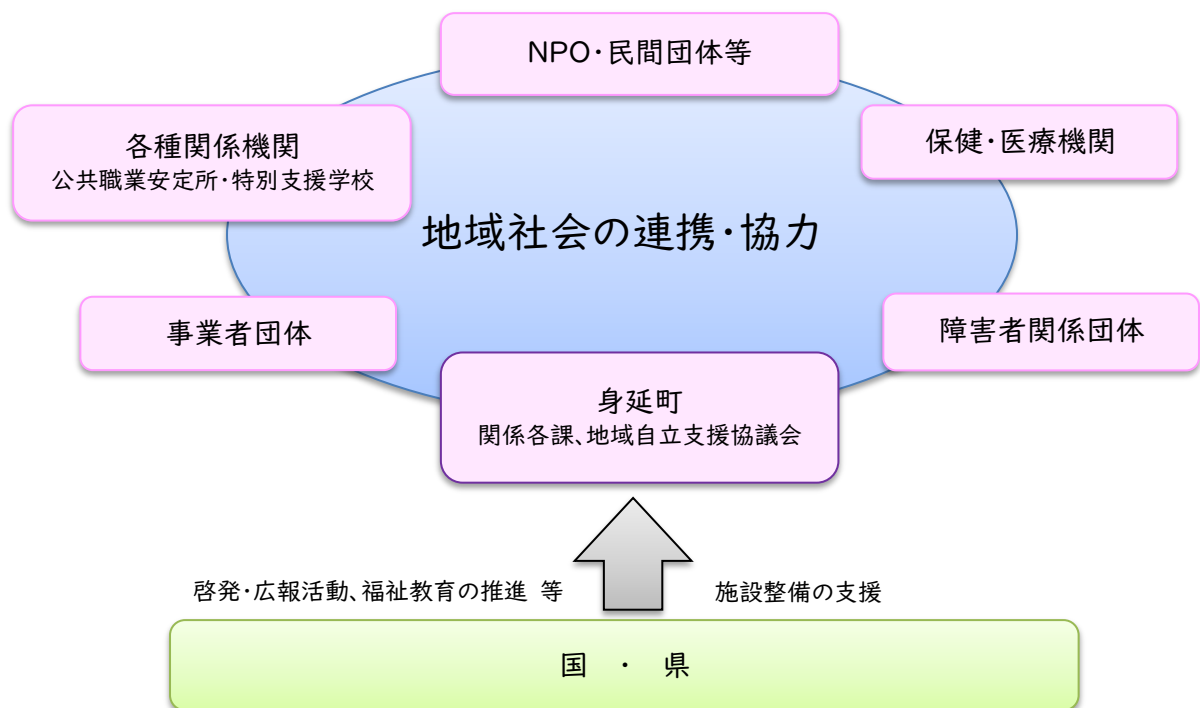
第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、障害のある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、どの分野にもかかわる計画です。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進めていきます。

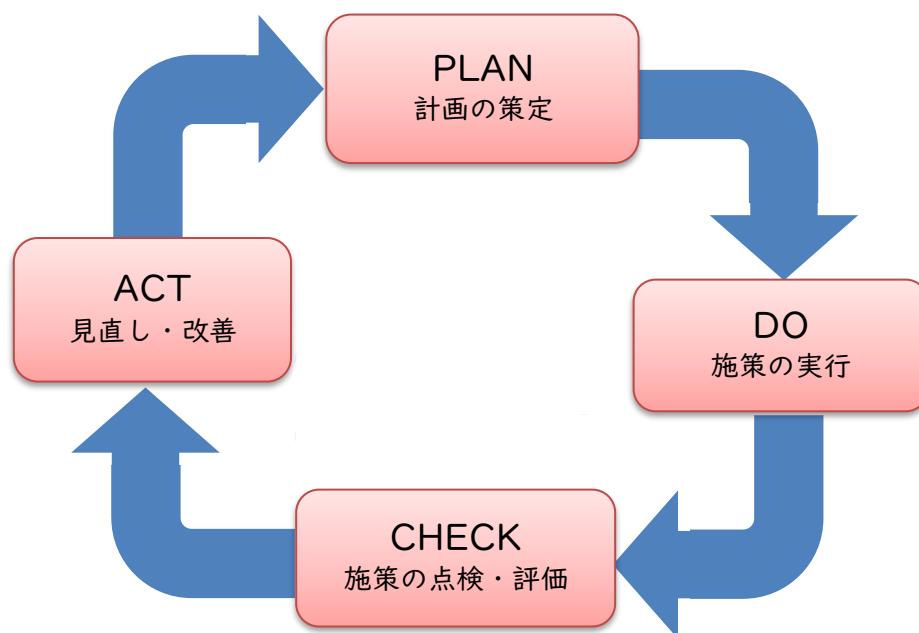
2 地域における各種団体、民間企業等との連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図るよう努めます。



3 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障害のある人のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。



身延町障害者基本計画
令和6年度～令和11年度

発行日 令和6年3月

発行者 身延町 福祉保健課



〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石117-1

『中富すこやかセンター』

TEL : 0556-20-4611 FAX : 0556-20-4554